

新型インフルエンザ(A/H1N1) の取扱いについて

I. 經緯

新型インフルエンザ等感染症としての取扱いの経緯①

1. 取扱いの開始

平成21年4月28日

世界保健機関(WHO)が新型インフルエンザの発生を声明したことを受け、厚生労働大臣が感染症法(第44条の2第1項)に基づき「新型インフルエンザ等感染症」の発生を公表。

2. 取扱いの継続

平成22年8月27日

WHOの「ポストパンデミック(世界的大流行後)声明(平成22年8月10日)」を受け、政府対策本部において、「新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する厚生労働省の取組について」(次頁)を了承。

新型インフルエンザ等感染症としての取扱いの経緯②

新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する 厚生労働省の取組について

「ウイルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえた上で、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行するものとする。」
(平成22年8月27日)

(参考) WHOがポストパンデミックとした根拠

新型インフルエンザ(A/H1N1)について、世界的には、パンデミック期にみられた特徴とは異なり、季節性インフルエンザの流行の特徴がみられる。

【ポイント】

1. 季節外れの大規模な流行なし
2. 季節性と同程度の流行規模
3. 複数のインフルエンザウイルスが混在
4. 季節性と類似の臨床像



「新型インフルエンザ(A/H1N1)については
ポストパンデミック(大流行後)の状態に移
行してきている。」

(平成22年8月10日)

II. 我が国における今シーズンの インフルエンザの状況

インフルエンザの発生動向の比較①(表)

(2011年3月10日現在)

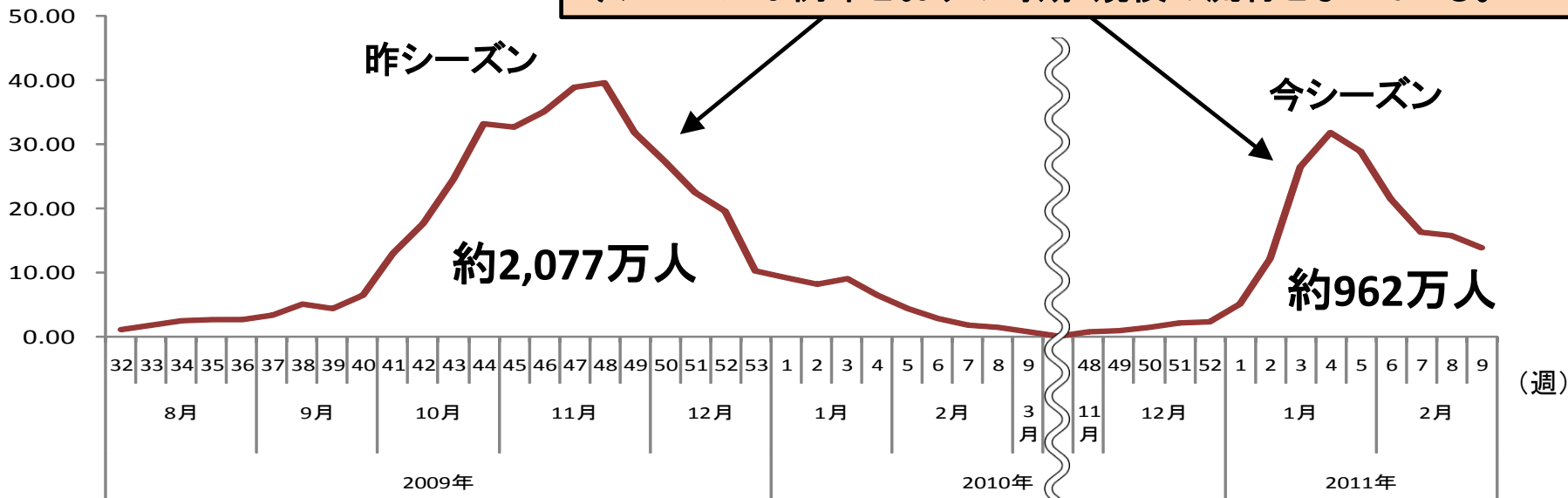
	今シーズン (2010～2011年)	昨シーズン (2009～2010年)	例年 (過去10年)
流行入り	12月中旬 (第50週)	8月中旬 (第33週)	11月下旬～1月下旬 (第47週～第5週)
ピーク	1月下旬 (第4週)	11月下旬 (第48週)	1月中旬～3月中旬 (第4週～第11週)
ウイルス型	主に新型で、A香港型、B型も混在	新 型	複数のウイルス型 が混在
推計外来 患者数	約962万人 (2011年3月10日現在)	約2,077万人	約680～1,380万人 (2006年以降)

インフルエンザの発生動向の比較②(図)

(2011年3月10日現在)

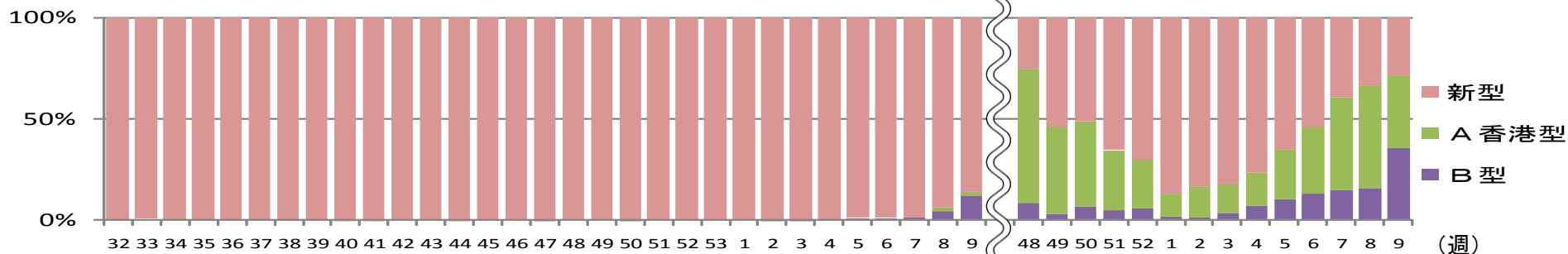
定点あたり報告数の推移

昨シーズンは季節外れの夏の時期から大きな流行が見られたが、今シーズンは例年どおりの時期・規模の流行となっている。



ウイルス検出状況

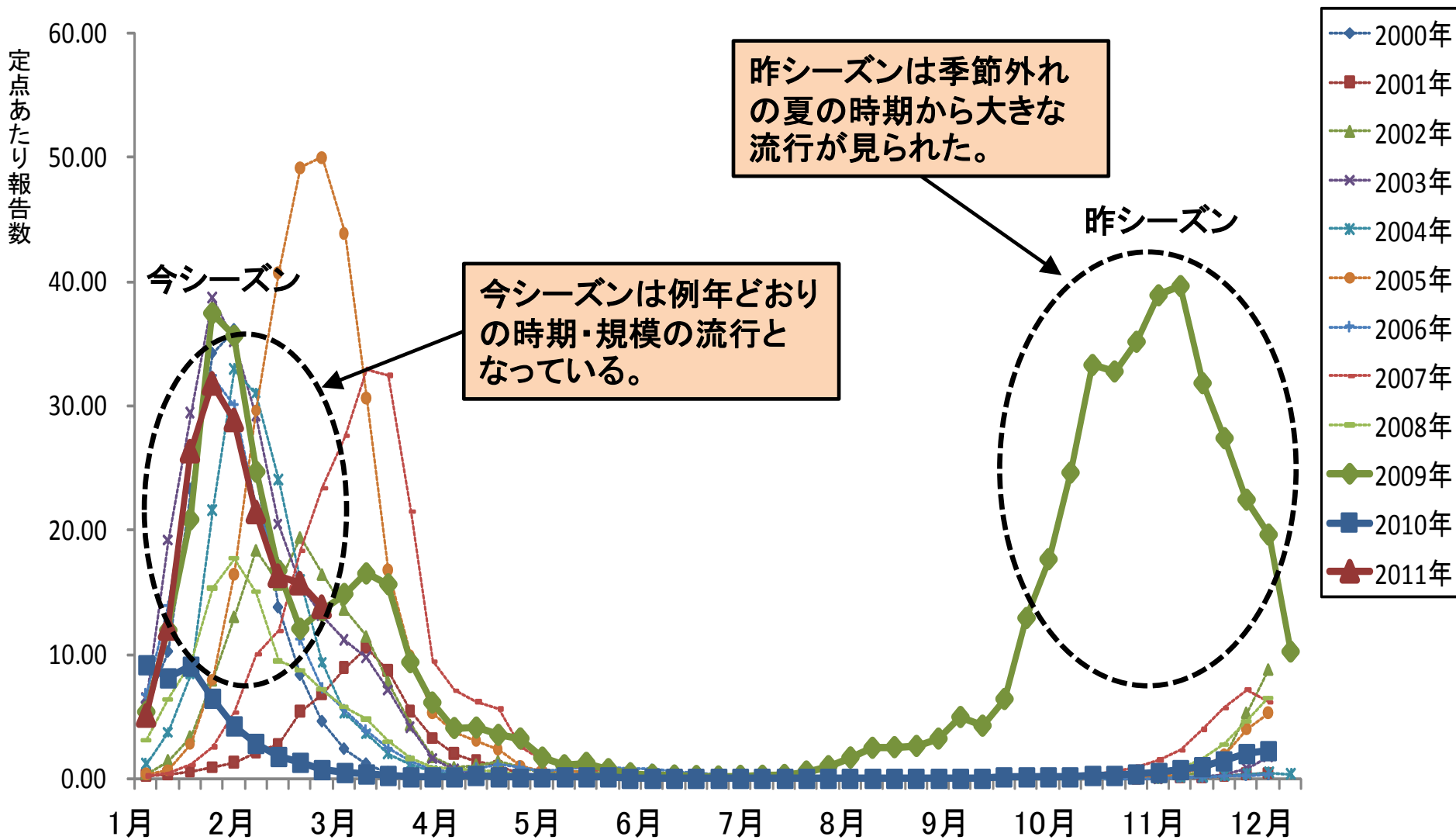
昨シーズンは新型のみだったが、今シーズンは季節性ウイルスも混在している。



※Aソ連型は、昨シーズン、今シーズンを通じて検出されていない。

インフルエンザの発生動向の比較③(例年との比較)

(2011年3月10日現在)



インフルエンザ重症患者*¹の臨床像の比較(表)

		今シーズン* ²	昨シーズン
報告数		407例	1642例
性別(男性:女性)		259例:148例	1056例:586例
年齢範囲		0歳-95歳 (中央値 41歳)	0-98歳 (中央値8.5歳)
平均年齢		39.1歳	20.4歳
重症患者に占める 各年齢階級の割合	0-14歳	33%	69%
	15-64歳	43%	22%
	65歳-	24%	9%
年齢階級別 基礎疾患保有割合	0-14歳	38%	35%
	15-64歳	69%	66%
	65歳-	90%	88%
	全年齢	63%	47%

*¹1)急性脳症に罹患、2)人工呼吸器を装着、3)集中治療室に入室した患者

*²平成22年9月6日から平成23年3月9日の報告まで

今シーズンのインフルエンザの状況

我が国においては、以下のとおりであった。

1. 季節外れの大規模な流行なし
2. 季節性と同程度の流行規模
3. 複数のインフルエンザウイルスが混在
4. 季節性と類似の臨床像



今シーズンのインフルエンザについては季節性と異なる大きな流行等の特別な事情は生じなかった。

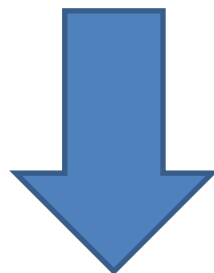
III. 今後の方針(案)

今後の方針(案) ①

- 新型インフルエンザ(A/H1N1)について、今年度末(3月31日)をもって、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行う。
- 季節性インフルエンザに関し、感染予防の普及啓発や医療の確保、ワクチン接種に加えて、サーベイランス体制の強化等を実施し、対策の充実を図る。

- 名称について、以下のとおりとする。

新型インフルエンザ(A/H1N1)



「新型インフルエンザ等
感染症」と認められなく
なった旨の公表

インフルエンザ(H1N1)2009

※ 新型インフルエンザ専門家会議意見書
—新型インフルエンザ対策行動計画に対する
新型インフルエンザ専門家会議としての見直し意見—

(平成23年2月)

IV. 參考資料

新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する抗体保有状況は
季節性インフルエンザに
対する抗体保有状況と同様

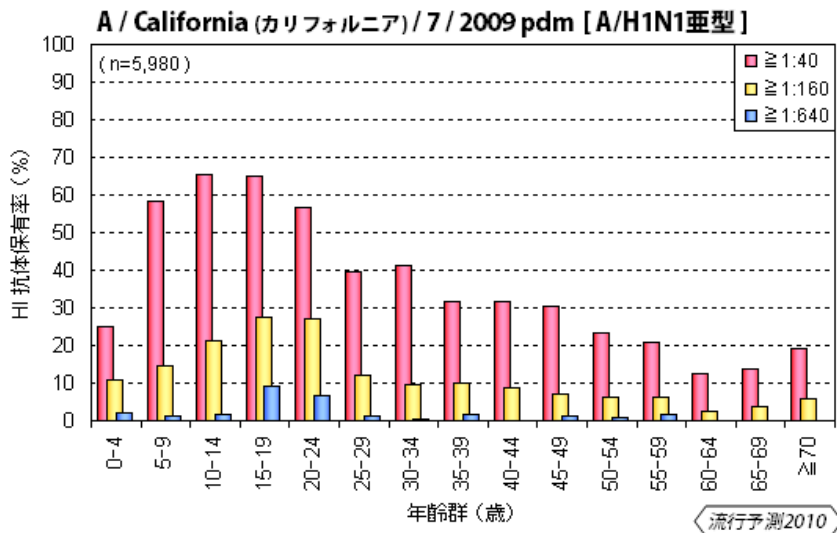
(参考)

WHOは、新型インフルエンザ(A/H1N1)について、「いくつかの地域では、人口の20~40%が感染し、一定の免疫を獲得したことが示された。多くの国で、ハイリスク群等に、高い割合でワクチン接種が実施された」としている。

(参考) 新型インフルエンザの抗体保有状況①(図)

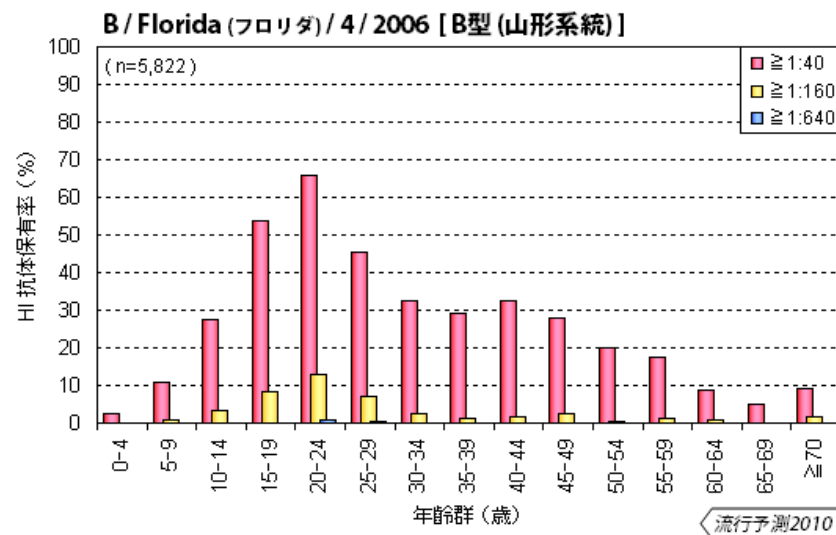
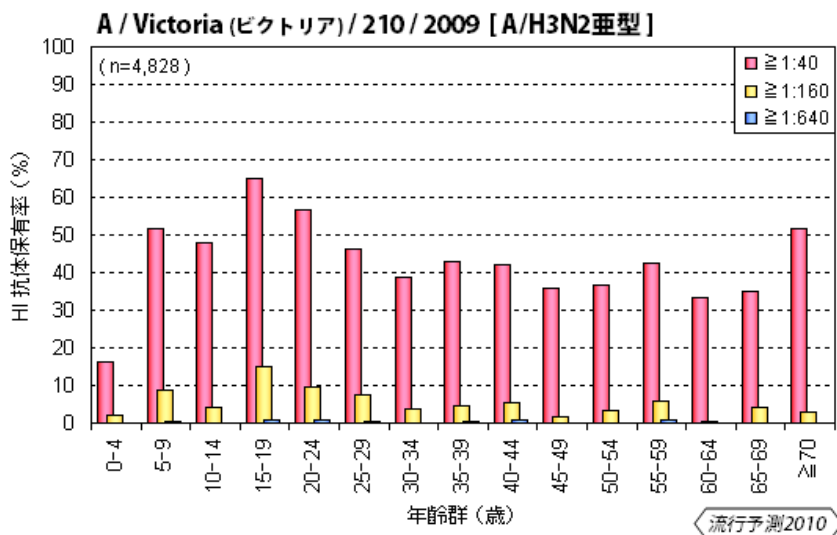
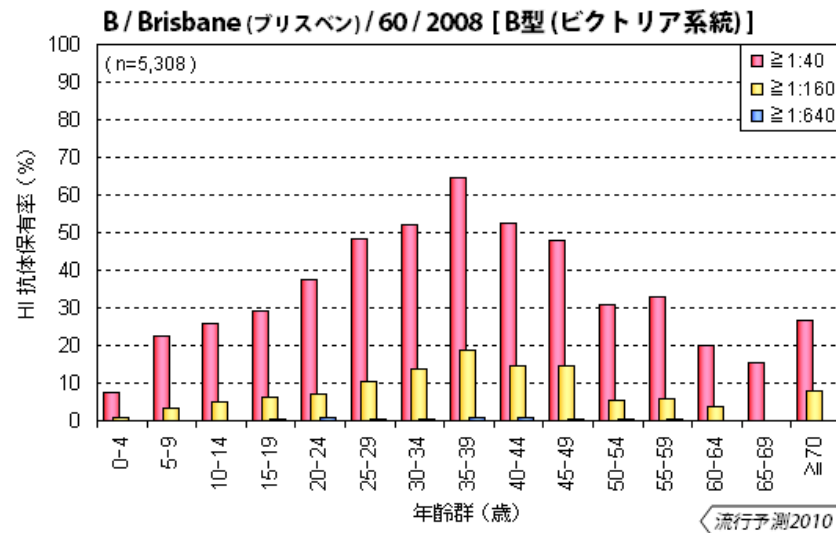
インフルエンザA型に対する年齢群別HI抗体保有状況
[2010/11シーズン前]

(2010年12月2日現在)



インフルエンザB型に対する年齢群別HI抗体保有状況
[2010/11シーズン前]

(2010年12月2日現在)

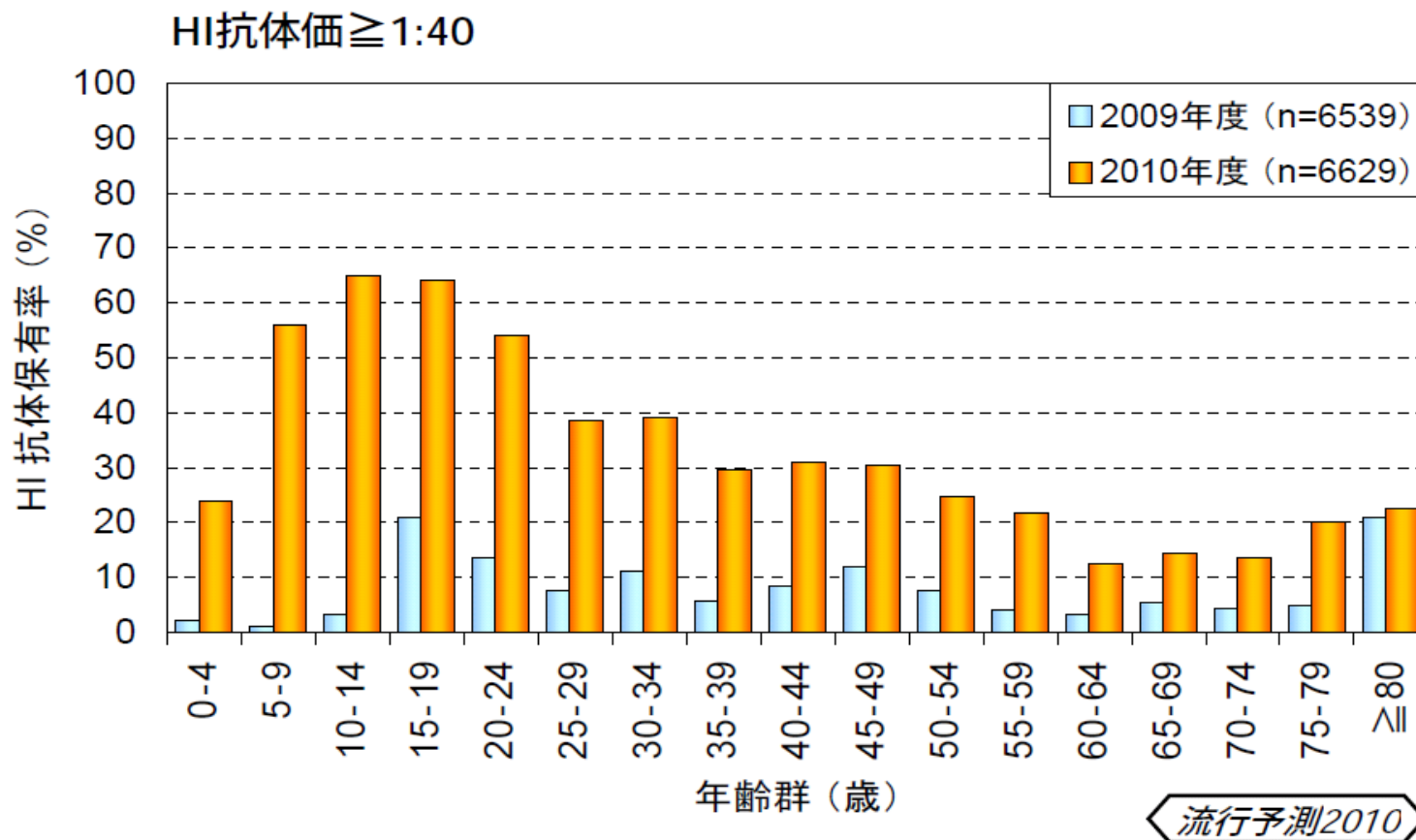


(参考) 新型インフルエンザの抗体保有状況②(図)

インフルエンザA型に対する年齢群別HI抗体保有状況

[A/California/7/2009 pdm における2009年度と2010年度の結果比較]

(2010年12月16日現在)



(参考) 世界におけるインフルエンザの状況

【流行】

- 北半球のほとんどの国において流行は終息傾向

【ウイルス】

- 北アメリカにおいては、A香港型が主流、
新型とB型も混在
- ヨーロッパにおいては、新型が主流、
A香港型とB型も混在
- アジアにおいては、中国ではA香港型が主流、
韓国では新型が主流

(参考) 感染症法(抄)

(定義)

第6条

1～6(略)

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
 - 二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

(新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表)

第44条の2

厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六条の規定による情報の公表を行うほか、病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

- 2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(参考) 感染症に対する主な措置等

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 狂犬病 マラリア 等	インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ ^{※1} 再興型インフルエンザ ^{※2}
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律
隔離【検査】	○	×	×	×	×	○
停留【検査】	○	×	×	×	×	○
検査【検査】	○	× ※鳥インフルエンザ(H5N1) は可能(政令)	×	× ※チクングニア熱・デング熱・ マラリアは可能(政令)	×	○
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
疑似症患者への適用	○	○ (政令で定めるもの)	×	×	×	○ (かかっていると疑うに足りる 正当な理由のあるもの)
入院の勧告・措置	○	○	×	×	×	○
就業制限	○	○	○	×	×	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
死体の移動制限	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×	△ ^{※3}
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	×	△ ^{※3}
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	○	×	○
汚染された場所の消毒	○	○	○	○	×	○
獣医師の届出	○	○	○	○	×	○
医師の届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	△ ^{※3}
交通の制限	○	×	×	×	×	△ ^{※3}
健康状態の報告要請	×	×	×	×	×	○
外出の自粛の要請	×	×	×	×	×	○

※1 新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※2 再興型インフルエンザとは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※3 2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、全部又は一部を適用することができる。